

【新型コロナウイルス感染症/インフルエンザ以外の感染症用】 聖霊中学校・高等学校

学校感染症による出席停止について

<※別表>の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の規定により出席停止となります。登校が可能になりましたら、医療機関に「学校感染症の診断書及び証明書」への記入を依頼し、担任に提出してください。

学校感染症の診断書及び証明書

学校提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

聖霊中学校・高等学校 校長殿

本生徒は下記の感染症に罹患していましたが、治療により感染の疑いはないと認めます。

生徒名 中学 ・ 高校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ クラス \_\_\_\_\_ 番 氏名 ( \_\_\_\_\_ )

【病名】

【登校可能日】 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医師 又は  
医療機関名

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

印

(学校記入欄) 欠席期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

<別表※> 【学校感染症の種類と出席停止の期間（学校保健安全法施行規則 令和5年5月8日施行）】

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、鳥インフルエンザ（H5N1型）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（H5N1型を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	*その他の感染症の例：溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 等
	その他の感染症（第3種の感染症として扱う場合） * 医師から感染の可能性があり欠席を指示された場合は出席停止とする。	